平成２１年（フ）第１６２０号
広島市西区庚午中１丁目１番10―306号
債務者　山根　幸壽
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２１号
広島市西区庚午中１丁目１番10―306号
債務者　山根ひろ子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６３９号
広島市安佐北区亀山南３丁目24番20―２号
債務者　上西　義宏
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８９号
広島市佐伯区美鈴が丘東４丁目23番７号
債務者　西村　將人
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９１号
広島市中区舟入川口町４番12号
債務者　陰山　誠夫
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９８号
広島市西区田方１丁目７番19―809号
債務者　川瀬　康彦（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３９号
広島市西区楠木町１丁目15番24―810号
債務者　滝口　弘美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７７５号
広島県東広島市黒瀬町国近1100番地
債務者　山根　友栄
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８０号
広島市中区光南２丁目10番１―301号　松岡第一ビル
債務者　小熊　辰明
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８１３号
広島市西区南観音３丁目２番23―1003号
債務者　谷本　文子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６４号
広島県廿日市市玖島4896番地
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６６号
広島市安佐南区八木９丁目４番59―202号
債務者　石丸　明美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７０６号
大分県臼杵市大字臼杵645番地の１
債務者　佐々木由季恵
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６４５号
鹿児島県日置市吹上町湯之浦1194番地４
債務者　有川　和子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７０６号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目28番10号
債務者　下村　道子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７０１号
栃木県宇都宮市細谷町579番地３　シティハイツ高田Ａ202、前住所栃木県宇都宮市下戸祭２丁目11番11号　セントラルハイツ401号
債務者　小林　章子（旧姓日向野）
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２９号
栃木県宇都宮市江曽島１丁目13番８号
債務者　小野瀬和枝
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３４号
栃木県日光市大桑町34番地１
債務者　渡邊　俊典
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月27日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係